令和4年度の募金運動の状況

戸別募金　5,580,780円　（前年度比－395,377円）
自治会（町会・区）のご協力により戸別募金を実施。
189 自治会中 143 自治会のご協力をいただきました。

法人募金　592,876円　（前年度比＋37,383円）
市内の商店・企業（69法人）からの募金。

学校募金　255,214円　（前年度比＋30,869円）
市内の小中高・専門・大学（１９校）からの募金。

職域募金　251,815円　（前年度比－34,796円）
我孫子市役所職員の皆様からの募金。

イベント募金　174,365円　（前年度比－86,120円）
地区社協や市社協による募金活動。

その他の募金　79,077円　（前年度比＋35,082円）
個人や団体、福祉募金自動販売機からの募金。

募金額の推移　単位：万円

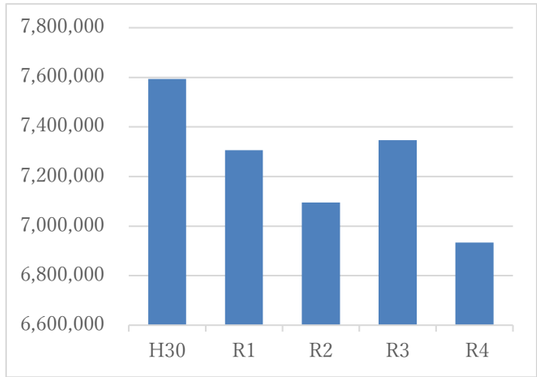

合計6, 934, 127円（前年度比－412,959円）

共同募金の寄付金に関する税額控除

【所得税】

・所得控除…所得控除とは、寄付者のその年分（１月～１２月）の課税対象となる所得から、所定の金額が控除されることをいいます。
●納付する税額＝（所得金額-所得控除額）×税率
●所得控除額＝寄付金額（年間所得の４０％を限度とする額）－2,000円

・税額控除…税額控除とは、納付すべき所得税額から、直接所定の金額が控除されることをいいます。ただし、税額控除額は、その年分の所得税額の２５％が限度となります。
●税額控除額＝（税額控除対象寄付金額－2,000円）×４０％

○所得控除と税額控除の違い　（例）所得税率２０％の方が年間１万円のご寄付を行う場合
・所得控除…１０,０００円－2,０００円＝8,０００円⇒所得控除額　8,０００円×２０％＝1,６００円⇒**還付額**
・税額控除…（１０,０００円－2,０００円）×４０％＝3,２００円⇒**税額控除額**　※確定申告による。上限あり

【住民税】

・税額控除…税額控除とは、納付すべき個人住民税の額から該当する金額が控除されることをいいます。
なお、住民税は、寄付先の共同募金会が所在する都道府県内に住所があることが必要となります。
●税額控除額＝{寄付金額（年間所得の３０％を限度とする額）－2,０００円}×１０％

申告の際には、「共同募金領収書」と「税額控除に係る証明書の写し」が必要です。我孫子市社会福祉協議会で寄付金を受付した際に「領収書」と「証明書の写し」を発行させていただいております。また、専用振込み用紙によるお振込みも可能です。

ご寄付の際は、ご連絡お願いします。また、法人の共同募金に対する寄付金は、全額損金算入することができます。詳しくはお問い合わせください。　　お問合せ先：我孫子市社会福祉協議会　電話：７１８４－１５３９

我孫子市支会版

千葉県共同募金会　我孫子市支会
事務局　我孫子市社会福祉協議会
〒270-1166 千葉県我孫子市我孫子 1861
電話 04-7184-1539
FAX 04-7184-9929

この町で集まった募金は、この町の困ったことのために使われます。
子育て支援や高齢者の配食支援に使われたり、災害支援や地域の見守りパトロールなど、
支援する人をサポートする資金として使われています。支えられたり、支えたり。
赤い羽根共同募金は、その町の貯金箱のように使ってもらうもの。
そこが、『じぶんの町を良くするしくみ』なのですね。

スマホからも募金できます

意志あるお金、募金のチカラ。

赤い羽根共同募金

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金

この募金は、助け合いの募金です。

「赤い羽根共同募金」は、戦後の１９４７年（昭和２２年）に始まりました。毎年１０月１日～３月３１日まで、*赤い羽根* を使った募金運動として定着し、全国４７都道府県で行われている募金運動です。

しかし、この募金がどのような募金で、何に使われているのか？　知らない方も多くいらっしゃいます。このチラシには、その答えを掲載しています。ぜひ、募金へのご理解とご協力をお願い致します。

地域福祉（住民）活動を支えています。

この募金は、「募金をする人」と「募金を集める人」に支えられます。年に６９０万円以上募金をいただいていますが、これは、赤い羽根共同募金を集めていただいている方々のお力によるものです。自治会の役員の方々、学校での募金活動、企業や職場での募金活動、地区社協の方々の募金活動など様々な場面でご支援をいただいています。地域住民の皆さまのお力が、行政や企業の福祉サービスではない、地域の福祉を支えているのです。

７０％は、我孫子市の地域福祉へ

我孫子市で集まった募金は、千葉県共同募金会へ送金されます。そして、その翌年度に、地域の福祉の為に７０％が我孫子市に配分されます。また、残りの３０％は、千葉県全域分として配分されます。

あなたの募金で、助かる人々がいます。

この募金は、地域課題や生活課題を踏まえて、配分先（使い道）を決めています。

我孫子市社会福祉協議会（共同募金運動の事務局）では、行政の福祉施策や民間の福祉サービス、第６次我孫子市地域福祉活動計画（地域の人々が支え合う住民活動計画）などを踏まえて、様々な福祉課題に取り組んでいます。その中で、皆さまからの貴重な募金は、困っている方を直接助ける福祉サービスや住民活動に対してなど、様々な福祉活動に利用されています。

我孫子市域（70％）の使い道

在宅福祉サービス

○移送サービス事業

公共交通機関を利用できない障がい者や高齢者の移動を支援しています。

車いす移送車両ほか

○傾聴ボランティア派遣事業

在宅高齢者宅へお話し相手（傾聴）ボランティアを派遣しています。

ボランティア市民活動支援

○ボランティア市民活動相談窓口　て・と・り・あ

○ボランティア保険
○小学生ボラ体験教室
○中高生ボラ体験教室
○ボラ入門講座
○施設運営費　他

社会貢献活動を支援する〝てとりあ〟

○社協だより「福祉の街へ」の発行

福祉情報の提供、共同募金運動の周知を図るために、発行費用の一部を負担しています。

交流行事・事業など

○ホップステップふれあいキャンプ

障がいのある方、ない方で共に行う１泊２日のふれあいキャンプ。今年は、君津市へ。

○あびこ福祉まつり

5月14日（日）
アビスタで開催しました。

○集いの場コミュニティカフェ事業

今年の目標は 733 万円

令和５年度（10 月１日～3 月 31 日）までに集まった募金は、令和６年度に配分されます。

今後、ますます住民による地域福祉活動や共助づくりが必要になっていきます。赤い羽根共同募金は、共助づくりを推進する住民活動の原資になっています。

地域福祉団体への助成金

音訳ボランティア我孫子/我孫子市おもちゃ図書館「かっぱの家」/虹色未来大学 我孫子校/ゴミコ/おたまじゃくしの会/我孫子パソコン点字の会/ふさ子ども学習室/心の休憩処 engawa/アンサンブルピリカ/根戸の森の通学路を明るくする会/ふれあい弁当の会/ひなぎくの会/久寺家生活お助け隊/我孫子市民生委員児童委員協議会/６地区社会福祉協議会

千葉県域(30％)の使い道

○介護施設や障がい者施設の整備費など
○障がい・認知症・子ども会など当事者組織へ
○コロナ対策支援、子ども・子育てに対する支援、
　高齢者に対する支援、障害者に対する支援、
　被災者・被災地に対する支援
○災害見舞金…被災者（火災・風水害等）への見舞金
○災害等準備金…集まった募金の３％を積立
○共同募金運動の経費